

議案第 号

旧渡辺家住宅事業基金条例

上記議案を別紙のとおり提出する。

令和4年 月 日提出

岡谷市長 今井 竜 五

理 由

旧渡辺家住宅の活用及び施設整備に資する事業に必要な財源を積み立てるため、制定いたしたい。

○旧渡辺家住宅事業基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、旧渡辺家住宅事業基金（以下「基金」という。）の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 基金は、旧渡辺家住宅（以下「住宅」という。）の活用及び施設整備に資する事業に必要な財源を積み立てるため設置する。

(積立て)

第3条 基金として次に掲げる金額を積み立てるものとする。

- (1) この基金から生ずる収入の額
- (2) 指定寄附金の額
- (3) その他歳入歳出予算で定める額

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第2条に規定する住宅の活用及び施設整備に資する事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。